

鳥取県体操協会トランポリン登録について（共通説明）

鳥取県内でトランポリン活動を行おうとする者、トランポリンに関する資格を更新しようとする者は、日本体操協会、鳥取県体操協会、または関連する協会・連盟等に参加しなければなりません。

鳥取県では会員皆様がより簡素に登録作業を行えるよう、【普及指導員・トランポリンコーチ】の登録を一括して代行することとしましたので、下記手順ならびに種類別の手順を読み、ご理解の上登録していただきますようお願いいたします。

●従来の登録作業（例：普及指導員）

1. jga-webにて日本体操協会、鳥取県体操協会に会員（指導者）登録 ⇒ 個人支払い
2. 鳥取県体操協会トランポリン会員登録申請 ⇒ 個人支払い
3. 鳥取県体操協会トランポリンに「普及指導員登録手続き申請」⇒ 個人支払い
4. 鳥取県体操協会トランポリン登録担当者がjgaに対し登録申請 ⇒ 一括支払い
5. 登録完了

●平成30年度からの登録作業（例：普及指導員）

1. 鳥取県体操協会トランポリンに会員登録 ⇒ 個人支払い
2. 鳥取県体操協会トランポリン登録担当者が代行して一括登録 ⇒ 一括支払い
3. 登録完了

<登録について>

登録は鳥取県体操協会トランポリンのホームページ <http://tottori-tramp.lar.jp/> にアクセスし、「会員ページ」から行ってください。

また、登録方法は種別によって異なります。種別ごとの「登録手順」をよく読んでいただき、間違いないようお願いいたします。

① 登録種別

【鳥取県体操協会トランポリンに登録するもの】

- 普及指導員（トランポリンがJGAに対して一括登録代行）
- 無所属のトランポリンコーチ（トランポリンがJGAに対して一括登録代行）
- 愛好者団体

【個人又は各団体（jga-webにて）で登録する資格】

- シャトル審判
- トランポリン審判
- 競技クラブ
- 競技選手

② 登録期間（全種共通） 該当年度4月1日～5月31日まで

- * 登録費振込は6月1日（金融機関が休みの場合は翌営業日）まで
- ⇒ 6月10～15日各種協会・連盟に一括登録

③ 振込先

山陰合同銀行 境西出張所 (普通) 3627610 鳥取県トランポリン協会 会計 明石 香里
--

振込名 コーチ、普及指導員 ⇒ 個人名 (フルネーム)
 愛好者団体 ⇒ 団体名

④ 登録費料金設定

普及指導員・コーチ	6,000	体操協会会員登録費、資格登録費、各手数料含む
-----------	-------	------------------------

愛好者団体

登録コード	区分：会員数 *コーチ・普及指導員を除く	登録費	備考
A-1	21名～30名	25,000	
A-2	21名～30名 (19歳以下)	20,000	19歳以下のみで構成の場合
B-1	16名～20名	20,000	
B-2	16名～20名 (19歳以下)	16,000	19歳以下のみで構成の場合
C-1	11名～15名	15,000	
C-2	11名～15名 (19歳以下)	12,000	19歳以下のみで構成の場合
D-1	6名～10名	10,000	
D-2	6名～10名 (19歳以下)	8,000	19歳以下のみで構成の場合
E-1	5名以下	5,000	
E-2	5名以下 (19歳以下)	4,000	19歳以下のみで構成の場合
F-1	指導員のみ構成	0	
G-1	営利目的・法人団体	30,000	協賛広告 (A4 一面を含む)

*区分は普及指導員・コーチを除く会員数で設定

*競技クラブも同様に登録

⑤ 注意事項

- トランポリン審判、シャトル審判資格は一括登録後、自身にて別途登録が必要となります。
(jga-web 登録ガイド参照)
- 「コーチ」資格は普及指導員を含む資格です。
- 本システムは皆様の登録を一括して行うため、期限を超えないよう注意してください。
- 登録上、大切なご案内をすることがあります。特別な事情が無い限りメールでのご案内となりますので協会登録担当者からのメールが受信できるよう設定しておいてください。
 - * 設定についてはお手持ちの携帯端末のキャリアにお問い合わせください。
 - * 担当者メールアドレス
 - 登録に関するご案内 touroku@tottori-tramp.lar.jp
 - イベント、組織に関するご案内 fukyu@tottori-tramp.lar.jp